

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、欧州連合に加盟する二十七箇国を対象とする刑事共助協定を欧州連合との間で締結する意義は大きいとの判断から、平成二十一年（二千九年）四月にこの協定の交渉を開始した。合計四回の正式交渉を経て、同年十一月に協定案文について実質的な合意をみるに至ったので、同年十二月十五日に東京において、我が方岡田外務大臣によりこの協定の署名が行われた。なお、欧州連合側には、リスボン条約発効（同年十二月一日）前に署名を行うことが必要であるとの事情があったことから、同年十一月三十日にブリュッセルにおいて、欧州連合議長国（当時）であるスウェーデンのアスク法務大臣により署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、被請求国が請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この協定の締結によって、我が国から欧州連合加盟国に対して請求する共助が欧州連合加盟国において一層確実に実施されることを確保することができるとともに、共助に関する連絡を中央当局の間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文三十一箇条、末文及び協定の不可分の一部を成す附属書から成っており、それらの主要内容は次のとおりである。

- 1 被請求国は、請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）について協定の規定に従って共助を実施すること等について定める。（第一条）
- 2 用語の定義について定める。（第二条）
- 3 協定に基づく共助の範囲について定める。（第三条）
- 4 共助の請求の送付、受領及び当該請求への回答、請求された共助の実施又は自国の法令に基づいて当該共助を実施する権限を有する当局への当該請求の送付に責任を有する中央当局の指定について定める。（第四条）

5 協定に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して送付されること等、中央当局間の連絡について定める。(第五条)

6 協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局について定める。(第六条)

7 協定に従って送付する書類であつて、権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によつて証明されているものは、認証を必要としないことについて定める。(第七条)

8 共助の請求の方法、共助の請求に当たつて通報することが必要な事項等について定める。(第八条)

9 共助の請求及びそれに附属する文書には、被請求国の公用語等による翻訳文を添付することについて定める。(第九条)

10 被請求国は請求された共助を協定の関連規定に従つて速やかに実施すること、被請求国の権限のある当局は当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること等、被請求国が請求された共助の実施に当たつてとらなければならない手続等について定める。(第十条)

11 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。(第十一条)

12 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第十二条)

13 協定の規定に従つて提供される又は取得される証言、供述、物件又は情報について請求国に課される使用目的の制限及びこれらに関する請求国の秘密保全等について定める。(第十三条)

14 協定の規定に従つて提供された物件の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。(第十四条)

15 証言又は供述の取得について定める。(第十五条)

16 被請求国は、一定の場合において、請求国の権限のある当局がビデオ会議を通じて被請求国に所在する者から証言又は供述を取得することを可能とすることができること及びその場合に適用される手続について定める。(第十六条)

17 物件の取得について定める。(第十七条)

18 特定の銀行口座に関する特定の記録、文書又は報告等を提供すること及びそのための条件等について定める。(第十八条)

19 人、物件又は場所の見分について定める。(第十九条)

20 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第二十條)

21 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件の提供について定める。(第二十一條)

22 自国に所在する者に対する文書の送達及び招請の伝達等について定める。(第二十二條)

23 請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者に対して与えられる保護措置について定める。(第二十三條)

24 被請求国において拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて、証言の取得その他の立証の目的のためのものについて定める。(第二十四條)

25 収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続についての共助について定める。(第二十五條)

26 事前の要請がない場合においても、刑事に関する情報を相互に提供することができること等について定める。(第二十六條)

27 協定のいずれの規定も、いずれかの国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないこと等について定める。(第二十七條)

28 日本国及び欧州連合加盟国の中央当局は、共助の実施に関する困難を解決し、及び迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること、また、日本国及び欧州連合は、協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議することについて定める。(第二十八條)

29 協定を適用する地理的範囲について定める。(第二十九條)

30 附属書が協定の不可分の一部を成すこと、附属書の修正のための手続について定める。(第三十條)

31 協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に協定が効力を生ずること、いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対して書面により通告を行うことにより、いつでも協定を終了させることができること等について定める。(第三十一條)

32 附属書Ⅰは第四條に関連して両締約者の中央当局を、附属書Ⅱは第六條に関連して自国の法令により協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局を、附属書Ⅲは第九條に関連してそれぞれの国が受け入れる言語を、及び附属書Ⅳは第十一條に関連し

て特定の加盟国をそれぞれ定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。